

松山市歩きたばこ等の防止に関する条例

Q & A



問1. この条例の目的は何ですか。

この条例は、公共の場所での「歩きたばこ」がもつ、やけどや衣服の焼けこげ、たばこの煙による他人への不快感などさまざまな問題を未然に防止し、安心して快適な生活環境を保つことを目的としています。

問2. 「歩きたばこ等」とは何ですか。

公共の場所で、歩きながらたばこを吸う、立ち止まってたばこを吸うなど、火の付いたたばこを持つ行為全般をいいます。

携帯灰皿を使用して喫煙する、自転車や自動二輪車に乗って喫煙する、等も「歩きたばこ等」に含みます。

問3. 「公共の場所」とはどこですか。

「公共の場所」とは公衆（＝不特定多数の者）が自由に利用し、または出入りすることができる場所をいい、道路、公園、広場、駅、興行場、社寺の境内などがこれに含まれます。

「公共の場所」のうちには、道路、公園、広場のように、その設置の趣旨目的からいって、不特定多数の者が自由に出入りすることができる場所と、官公庁の前の広場や社寺の境内など、平常不特定多数の者の利用に供される管理形態にある場所があります。

「公共の場所」は、上記のように、屋内であるか屋外であるか、また、公有の場所であるか私有の場所であるかを問いません。

ただし、この条例では室内およびこれに準じる環境にある場所は除きます。

問4. 室内に準じる環境にある場所とはどのような場所ですか。

室内に準じる環境にある場所としては、通路や廊下、エレベーターホールなどのほか、電車、バスなど公共交通機関の車内が考えられます。

この条例では、自家用車内は公共の場所に含まないと考えますが、火の付いたたばこを持った手を、車の窓から外に出す行為は規制の対象です。

問5. 「市民等」とはどんな人をいいますか。

本市区域内に住んでいる人に加え、通勤、通学、買い物、旅行などで、本市区域内に滞在したり通過したりする人をいいます。

問6. この条例で、市民が守らなければならないことは何ですか。

市民のみなさんは、次のことを守ってください。

屋外の公共の場所（道路、公園、広場など、市内全域）では、

- 「歩きたばこ」をしたり、火の点いたタバコを持ったりしないようにしましょう。
- 指定された場所で喫煙しましょう。

特に、「歩きたばこ等禁止区域」では、

- 「歩きたばこ」をしたり、火の点いたタバコを持ったりしてはいけません。
- 指定された場所で喫煙するときも、他人に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮しなければなりません。

問7. 「歩きたばこ等禁止区域」はどこですか。

禁止区域は、人の往来が多く市民等への身体、財産等への被害の発生が想定される次の区域を指定しています。（平成21年12月1日指定）

- ・ JR松山駅前
- ・ 松山市駅前／銀天街／大街道／ロープウェー街周辺／松山城・堀之内公園周辺
- ・ 道後温泉本館周辺

問8. 「他人に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮する」とはどういうことですか。

たばこの火で他人にやけどを負わせたり、たばこの煙で他人に不快感を与えたりしないように、周囲に気を配って喫煙することです。

例えば、一度に大勢が灰皿を囲むことがないよう、喫煙しながら飲食・読書・電話等をしない、喫煙場所が混雑しているときは空くの待つ、付近に子どもや妊婦などがいるときは喫煙しない、などの配慮をお願いします。

問9. 条例に違反したらどうなりますか。

「歩きたばこ等禁止区域」で歩きたばこ等をしている人に対しては、その行為をやめるよう勧告する場合があります。

問10. なぜ、罰則規定を設けないのですか。

違反行為を罰することが本来の目的ではなく、迷惑行為のない「安全で安心なまち」を、市民が主体となってつくるのが目的だからです。

一人一人がルールやマナーを守り、協力してよりよい松山市をつくりましょう。

問11. 「歩きたばこ等」の対象に加熱式たばこも含まれますか。

火を使わない加熱式たばこは、周囲の方への火傷等の危険性はありませんので、現在は規制の対象とは考えていません。

しかし、他人との無用のトラブルを避ける意味から、禁止区域内での加熱式たばこの使用は、ご遠慮いただきますようお願いいたします。